

控除対象扶養親族等の「区分欄」の記載要領

①配偶者、16歳未満の扶養親族

(源泉・特別) 控除対象配偶者
及び16歳未満の扶養親族

記載	該当要件区分
空欄	居住者
○	非居住者

②①以外の扶養親族(特定親族除く)

控除対象扶養親族等 (特定親族除く)

記載	該当要件区分
空欄	居住者
01	非居住者 (30歳未満又は70歳以上)
02	非居住者 (30歳以上70歳未満、留学生)
03	非居住者 (30歳以上70歳未満、障害者)
04	非居住者 (30歳以上70歳未満、38万円以上送金)

※ 上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

③特定親族(19歳～22歳までで、特定扶養親族以外)

特定親族の合計所得金額	所得控除の額		区分欄記載数字	
	住民税	所得税	居住者	非居住者
58万円超85万円以下	45万円	63万円	10	11
85万円超90万円以下		61万円	20	21
90万円超95万円以下		51万円	30	31
95万円超100万円以下	41万円		40	41
100万円超105万円以下	31万円		50	51
105万円超110万円以下	21万円		60	61
110万円超115万円以下	11万円		70	71
115万円超120万円以下	6万円		80	81
120万円超123万円以下	3万円		90	91

※非居住者：1年以上国内に居住していない者。居住者と区別され、税法上の扶養にとる際に、年齢に応じて条件が付されている。

【年齢30歳以上70歳未満の者】

①留学生

②障害者

③扶養者から38万円以上の送金がある。

※①～③のいずれかを満たしていれば扶養にとれる (配偶者は年齢問わず扶養OK)。

【年齢30歳未満、70歳以上の者】

※扶養の条件はなく、いずれの者も扶養にとれる。

